

## 玉野市立日比中学校 部活動に係る活動方針

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」ならびに、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）」に基づき、本校の部活動に係る活動方針を次のとおり定める。

### 1 目 標

- (1) 部活動を通じて心身の発達を促し、日常の学校生活を充実させ、豊かな人間性を育む。
- (2) 部活動を通じて決まりやマナーを守ることの大切さを知り、社会生活を誠実に贈る姿勢・態度を身につけさせる。
- (3) 共通の趣味や関心を持った異学年集団が一丸となり、お互いに励まし合い、支え合いながら活動する姿勢を身につけさせる。

### 2 本年度の部活動

#### (1) 休養日及び活動時間について

- ① 休養日 平日：原則毎週水曜日  
休日：毎週土曜日または日曜日
- ② 活動時間 平日：16:10～17:30  
休日：原則 8:00～17:00の間で、活動時間3時間程度
- ③ その他
  - ・定期考査1週間前（土日含む）は部活動を行わない。
  - ・休養日の設定、1日の活動時間が原則を超える場合は、活動時刻変更許可願いが提出されたのをうけ、職員に周知し承諾を得る。
  - ・活動時間とは、身体的トレーニング効果が期待される活動を指し移動・準備・片付け・ミーティング・休憩はこれに含まない。文化部についても同様の扱いとする。

#### (2) 大会参加、県外遠征等

- ・主催者が学校体育連盟・学校文化連盟以外の大会に参加する場合や、県外遠征等を計画する場合は、大会参加等許可願いを提出すること。

### 3 その他

#### (1) 部活動顧問会議（研修会の実施等）について

4月当初に会を開催する。また、必要に応じて会を開催する。

#### (2) 部費の取扱について

部費を徴収する場合は、収入・支出をはっきりと明示し、決算報告書を提出すること。

#### (3) 部活動の充実を図り、学校教育において有益な活動となるよう計画的に指導を行う。

#### (4) 安全面には特に配慮し、ウォーミングアップやクールダウンを行わせ、けがや事故の防止につとめる。また、生徒の体調に常に気を配り、休日及び長期休業中の活動開始時には、健康観察表を提出させる。活動中は適宜休憩を取って水分補給等を指示する。 なお、夏季は生徒指導担当者から指示があった期間、スポーツドリンクの持参を許可する。

#### (5) 原則として、活動時間中は活動場所に行き、生徒の様子を監督につとめる。やむを得ず監督できない場合は、他の教師に生徒の見守りを依頼するか活動を中止し、生徒だけで活動することがないように配慮する。

- (6) 活動場所の清掃や整頓、道具を大切に扱わせるなど活動ができる事への感謝の気持ちを育てる。
- (7) 休日の練習の際も、交通マナーやルールを守って登下校するよう、指示を徹底する。
- (8) 日没の時間に応じ、生徒指導担当者から指示があった期間は、下校時に夜光タスキを必ず着用する。
- (9) 顧問・生徒共に活動開始時刻・終了時刻を守る。
- (10) 朝練習は原則行わない。
- (11) 更衣は顧問が指定した場所で行わせる。
- (12) 学級や委員会ならびに学年での活動がある際は部活動よりも優先し、参加させる。
- (13) 学業との両立を図り、教科担当や学級担任と協力して学習に前向きに取り組むよう指導を行う。また、生活面で気にかかる事も連携を密にし、協力して対応する。
- (14) 地域の清掃ボランティア等に積極的に参加し、奉仕の精神を養う。
- (15) 職員会議の時間帯は、部活動を実施しない。
- (16) 原則として水曜日は部活動なしの日とする。ただし、水曜日以外に職員会議等があり、部活動が実施できない場合、水曜日を活動日として振り替える。
- (17) 土曜日か日曜日のいずれかは休養日に当て、水曜日と合わせて原則週2日の休養日を確保する。
- (18) 中体連・中文連・中吹連の大会および公式試合・公式行事と認定された大会等の1週間前は、職員に周知し、承諾を得た上で以下の3点が許可される。
  - ①水曜日の部活動実施
  - ②平日活動時間（最終下校時刻）の30分延長（②については2週間前より可）
  - ③土日両日の部活動実施
- (19) 練習試合を含む対外試合や、校外での活動は事前に場所等を明らかにして、予定黒板に記入する。
- (20) 長期休業中の平日は、原則として校外での活動を禁止する。特段の事情がある場合は年3回を上限とし、必ず1週間前までに管理職に申し出て、許可を得ること。
- (21) 活動上のルール違反やマナー違反が認められた場合は、顧問の判断により活動を停止する。
- (22) 転退部の申し出があった時は、本人・保護者とじっくり話をし、担任や学年団と連携を取り本人の意思を確認して認める。
- (23) 新入生については、入学式が終了するまで部活動には参加できない（見学を含む）。